

令和3年9月22日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	鈴木みどり	12番	早川公二
-----	-------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	横山和久
市民生活部長	伊藤仁史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正巳
建設部長	伊藤重行	教 育 部 長	柴田寿文
総務部次長兼 企画政策課長	伊藤淳人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服部利恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原己喜雄	会 計 管 理 者	伊藤えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	佐藤雅人
総 務 課 長	鈴木博貴	財 政 課 長	立石隆信
人事秘書課長	山森隆彦	防 災 課 長	太田高士
税 務 課 長	横江兼光	収 納 課 長	細野英樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊藤篤由	環 境 課 長	田口邦郎
市民協働課長	藤井清和	商工観光課長	浅野克教
十四山支所長	山田 淳	健康推進課長	山守美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	農政課長	上田忠次
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	服部朋夫	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修	図書館長	岩田繁樹

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第30号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第5 議案第33号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第34号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第35号 令和3年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第36号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第37号 令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第38号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 認定第1号 令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書  
(追加日程)
- 日程第18 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める

意見書の提出について

- 日程第19 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第21 発議第7号 特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、傍聴者の皆さん方におかれましては、会議中は静粛をお願いいたします。よろしく  
お願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 30 号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第 31 号 弥富市市民ホール条例等の一部改正について

日程第 4 議案第 32 号 令和 2 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 5 議案第 33 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 6 議案第 34 号 令和 3 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 35 号 令和 3 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 36 号 令和 3 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 37 号 令和 3 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 38 号 令和 3 年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 11 認定第 1 号 令和 2 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 2 号 令和 2 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 3 号 令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 4 号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 5 号 令和 2 年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 6 号 令和 2 年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 30 号から日程第 16、認定第 6 号まで、以上  
15 件を一括議題といたします。

本案 15 件に関して、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、議案決算認定について委員長報告をさせていただ

きます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてをはじめ15件です。

本委員会は、去る9月10日、13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、10日は総務部・建設部の所管する付託事項の審査をいたしました。

まず、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第32号令和2年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまで、以上3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、使用料の改定の周期は、社会情勢や財政状況等に対応した適正な使用料とするために、原則として5年ごとに見直すとされており、今回の改正に至ったと理解するが、原価の中で何が一番変わったのかとの質問に、市側より、平成28年3月に策定した公共施設の使用料適正化に関する方針に基づいた計算方法により原価を算定しています。その原価の中では、維持補修のための工事費が老朽化などにより増加していますとの答弁がありました。

続けて、コロナ禍において公共施設の利用が減少し、使用料の歳入も減少しているが、これらのことと関係してくるのかとの質問に、市側より、今回の算定は、平成29年度から令和元年度までの人件費、物件費、維持補修費などの決算額を基にした算定となりますので、コロナ禍での公共施設利用の減少や使用料の減少は関係しておりませんとの答弁がありました。

続いて、議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）及び議案第37号令和3年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、普通交付税が増額補正されている。増額になった要因は何か。また、臨時財政対策債が減額補正となっているが関連はあるのかとの質問に、市側より、主な要因として、令和3年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債に振り分けられる金額が予算編成時の見込みより少なく決定されたためです。その他の増額の要因は、高齢者保健福祉費が介護サービス受給者の増加などにより、基準財政需要額が増えたためですとの答弁がありました。

次に、総務部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和2年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、義務的経費の扶助費が減少した要因はどの質問に、市側より、歳出性質別決算の状況につきましては、地方財政状況調査に基づいて計上しており、全国统一基準として当市の保育所運営経費の一部は扶助費として整理することとされております。令和元

年度は臨時職員の賃金を含めて扶助費に加算して計上しておりましたが、令和2年度より開始された会計年度任用職員制度により、この賃金が人件費に整理されましたので、加算後の扶助費が減少していますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、道路のくぼみや穴が増えてきているように思うが、点検はどのようにされているかとの質問に、市側より、職員のパトロールや市民の通報によりくぼみや穴の発生を把握し、発見された場合は速やかに修繕するように努めますとの答弁がありました。

13日は所管を入れ替え、市民生活部・健康福祉部・教育部の所管する付託事項の審査に入り、まず議案第33号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から、議案第38号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第7号）まで、以上5件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、結婚新生活支援補助金が開始1か月で満額となったが、その後も問合せが多数あるということだが、補正予算が追加されたときにその方々への周知はできるのかとの質問に、市側より、問合せをいただいている方には、補正予算を検討しており、決まりましたら広報やホームページで周知させていただきますと伝えていまして答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、弥富市地域公共交通計画の見直しを行ったとあるが、運行日数は増えているが、利用状況を見ると前年度に比べ利用者が減っている。どのように見直したのか、改善は生かされているのかとの質問に、市側より、事業評価の過程で、課題や問題として上がった案件に対して、基本方針に沿って新たに目標を設定し、その目標達成に向けて実施する事業等を行っていくために計画を見直しました。具体的には、南部ルートは乗車時間が長く運行便数が少ないという課題があり、地域特性や利用特性に応じた改善として、通勤・通学需要に特化した市中心部への急行便の社会実験運行を今年度9月1日から実施していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の決算認定を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、昨年10月に海部南部権利擁護センターが開設された。認知症や知的障がい者などの財産管理等の支援や障がいのある方、その家族の相談実績は、また相談実績を

上げるための今後の対応はとの質問に、市側より、令和2年度の相談実績として、センターが開所した令和3年1月から3月までの弥富市の相談件数は31件で、蟹江町と飛島村を合わせた3市町村では44件でした。今後の対応としては、市広報紙への紹介記事の掲載や市民向け勉強会などにより周知を図りますとの答弁がありました。

次に、教育部所管の決算審査を行いました。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、被爆地広島への訪問は中止された。その代替として、各学校で工夫して平和教育が実施された。被爆地訪問と各学校での学習との教育効果について、市教委はどのような分析をしているのかとの質問に、市側より、生徒を現地に派遣させることができず、広島の音や匂いなどを五感で感じる事が少なかったことは残念でしたが、被爆体験伝承講話や被爆ピアノの演奏を通して平和のメッセージを受け取り、子供たちの心を大きく刺激したようでした。本年度は現地に生徒を派遣し、五感を働かせた体験学習をしますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、デジタル庁への準備というふうにも捉えることができ、デジタル庁に関しては一元化管理という中で、市町村自治の中で独自性が失われるおそれがある。準備に関しての変更については承服しかねる。

議案第31号弥富市市民ホール条例等の一部改正については、受益者負担を求めての改正になるが、受益者負担ばかりではなく、利用しやすくなる方向で考えてほしい。また、現在コロナ禍で値上げをする必要はない。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、18歳までの医療費無償化や土曜日午後の保育に関しては未実施である。その一方では、JR名鉄弥富駅の事業は着々と進んでいる。そういう中での税金を使う部分に関して疑義がある。

認定第3号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、均等割の値上がりがあった。今後、子供の均等割は、未就学児については国のほうから半分ということで軽減措置はありますが、その上乘せについても考えないということである。

認定第4号令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号令和2年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、制度そのもの自体に承服しかねるものがある。

認定第6号令和2年度弥富市下水道事業会計決算認定については、今後の対応として、合併浄化槽を対応していくことで改善は見られるものの、この決算状況からして怪しい状況になっている。今後大胆な見直しを検討する必要があるとの反対討論があり、採決の結果、議案第30号及び議案第31号は賛成多数で原案を了承、議案第32号から議案第38号までの7件に

については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第30号、議案第31号、認定第1号、認定第3号、4号、5号、6号の決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第30号弥富市個人情報保護条例の一部改正については、この条例の変更は総務大臣から内閣総理大臣への変更として、詳しい説明はなく議案として上がってきました。しかし、他市の議案の説明によれば、情報ネットワークシステムの所管がデジタル庁へ変更されたことに伴っての変更ということが明らかになりました。弥富市の議案の出し方に、故意なのか事故なのかは分かりませんが、説明不足という点では疑問を感じます。

また、デジタル庁は情報ネットワークの一元管理を目的にしたもので、個人情報の管理・運用が疑問視されています。もう一つは、一元化により、自治体独自の政策などの独自の補助や支援など、カスタマイズしにくいという点も問題で、既にそのシステムが導入されている自治体では、カスタマイズできないという理由で、その自治体における問題点に対応できていないという事例が報告されています。簡単に言えば、自治体の独自性が失われ、究極、議会も審議も要らないものとなり、議会制民主主義の根底をも覆すことが危惧されます。そのような中でこの議案に賛同することはできません。

議案第31号弥富市民ホール条例等の一部改正については、この条例は様々な公共施設の貸館利用料が8割方値上げされるものとなっています。受益者負担で試算し、利用料を算出した結果、そのようになるということでございました。しかし、一方では、今問題のJR・名鉄弥富駅の自由通路は、市の試算からすれば約150人のために税金投資約45億円プラス維持管理費、1人当たり3,000万円以上の税金投資となるという事業でございます。確かに道路ということですが、一部の人がしか利用しないという点では、市の言う受益者負担を求めるのでしょうか。もちろんそのようなことはしないと思いますが、都合よく受益者負担という言葉を使っているのではないのでしょうか。市の活性化、にぎわいを求めるなら、もっと利用し

やすい施設にし、積極的な活用を図るべきです。ましてやコロナ禍で値上げするべきではなく、改めるべきだと考えます。

認定第1号については、保育無償化に伴って交付税が大幅に増額され、7年ぶりの黒字となったといえます。しかし、コロナ禍で黒字になるということは、逆に言えば、市独自のコロナ対策、支援がそれだけでできていないということが言えます。もっと弥富市としても、国や県の援助が十分でない支援を補強したり、弥富市ならではの独自の支援を行うべきであったかと思えます。

また、保育無償化によって交付税が増額されたにもかかわらず、不妊治療の補助の拡充、ロタウイルスワクチンの無償化以外は子育て支援拡充に使われていないということも問題です。子供のために増額された交付税を見込んで、お金がないからと足踏みしていたJR・名鉄弥富駅の自由通路事業を進めているところも納得できません。

公共施設再配置計画の中では、36年間で332億円も不足するといって、現在解体中の市民プールをはじめ、様々な公共施設が解体・廃止・統合を行って、維持管理を減らしていくのに、大幅な維持管理が発生する自由通路を整備する点でも、この予算を執行した決算を認めるわけにはいきません。その方向を大きく変更し、税金は市民のため、困っている人たちのため、利便性より安全性を重視した使い方に変えるべきだと思います。

3号認定は、国民健康保険税についてですが、国保の加入者は高齢者や低所得者の割合が過去最高となり、その負担は限界にきています。全国知事会、市町村会も国に対して1兆円を投入し、負担を減らすことを求めています。しかしながら、国の方針に従い、市の法定外繰入金を減らし、逆に加入者の負担はどんどん重くなっている一方、社会保険とは違い、均等割によって家族が増えれば増えるほど負担が重くなる仕組みになっています。改定では、資産割が下がる一方で、この均等割が大きく上がっております。これは少子化対策にも逆行しており、認めるわけにはいきません。今こそ県と市町村が力を合わせ、国の制度の改善、そして拡充を求めるときだと思います。

第4号認定については、後期高齢者医療の特別会計ですが、この制度そのものを矛盾に感じています。高齢者は年金がどんどん減る一方で、重い負担となっており、到底賛同できるものではありません。

第5号認定は、介護保険の特別会計です。前回の改定の保険料でも16%と県内トップの値上げとなり、さらに今回も500円ほどの値上げとなっています。第1号被保険者の負担割合が本来25.3%なのに対して、それ以上の負担となっています。現在の介護保険等の特別会計の繰越金と基金は、この過重な負担によるものであり、改善を求めます。

また、第6号の下水道事業は、料金収入では全然賄えず、約6億円も一般会計から拠出しても、将来の維持管理に充てる減価償却費の積立てができないものとなっています。このま

まこの事業を続ければ、さらにその負担は大きくなり、さらには事業が拡大されるごとに負担の増大が想定されます。現在の方針では、ようやく市街化調整区域における事業計画を見直し、合併浄化槽で対応するという改善方針を打ち出しましたが、それだけではこの会計はもちません。もっと大胆に、大幅に事業の見直しをしていく必要があると考えます。

以上の理由等々により、これらの決算認定につきましては反対とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

認定第1号令和2年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

令和2年度は職員の努力により予算が執行できました。しかし、今後は財政の悪化要因が増加することに留意し、対策を急いでほしい。そのための行政職員への激励の立場で賛成討論をします。

地方公共団体は非常に厳しい状況にあります。予算がない、人がない、そういう中でも皆さんけなげに頑張っていると思います。それでも市の職員の皆さんには改善を望みたい点があります。それは議会議員に対してという狭い視野でなく、広く市民の皆さんに対して自分たちの成果をより分かりやすく理解されるように発信してほしいということです。

例えば、主要施策成果報告書がありますが、ただ単に事業内容を並べただけになっていないでしょうか。あらゆる場面で弥富市の主人公である市民の皆さんに、自分たち行政が何を財源に何を工夫し、どうやって成果を出したということを伝える姿勢を持ってほしいと思います。

さて、令和2年度の決算は無事に済みましたが、今後は厳しいと思います。公共下水道の新設工事を集中的に整備するため、また農業集落排水においては大規模修繕のための費用が必要になってきています。全国的な問題ではありますが、福祉関係の予算の比重については言うまでもありません。自由に使える予算が確実に減っていきます。

最大の懸案は、どうしても避けられない事業、公共施設が老朽化することに伴い、必要な大規模修繕費の戦略的な計画が立てられていないことです。総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、2つある福祉センター、いこいの里など、設備の更新が目前に迫ってきています。このまま修繕するか、施設の見直しをするか、検討も迫られてきています。

この先5年間の中期財政計画はいいと思います。その後の5年、さらにその後の5年、10年、20年と人口減少、高齢化にどう対処するかです。今何をしておくべきなのか、そして今何をしてはならないのか。これは4年に1回の選挙で替わる議員や市長よりも継続性のある行政職員が専門家として責任を持って考えておくべき課題です。そういう行政組織、特に幹部会が経営会議をしてきたかという、残念ながら成果が見えてきていません。

右肩上がりの成長期には、もっとももっとととにかく頑張れば何とかかなりました。これからの少子高齢化社会では、高齢者の実感を持っていえば、去年できたことが今年にはできないという現実はどう折り合っていくかということです。予算編成が硬直化して実質的に予算が目減りしていく中で、やらなければならないことを絞り込む必要があります。行政、民間、市民がすべきこと、協働して行うべきことを精査しながら、費用対効果を厳選していくのが人口減少社会における壮大な撤退戦です。

行政職員の立場では、決算は前年度の自分たちの事業を自分の部や課だけでなく、市役所全体の事業体系の中で自分の部門の現状と課題を改めて見直すいい機会です。来年度の予算要求、予算編成に向けて、よりより事業をするためには、どういう課題に対して何を優先的にどういう手法で解決するのか、同僚と、あるいは上司や部下と話し合い、あるいは関係する市民とも話し合っただけで次の予算要求につなげていく重要な基礎資料が決算です。令和2年度は無事に済みました。職員の努力への感謝とともに、将来のために職員の組織的・戦略的奮起を求めて、賛成討論とします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第30号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第31号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第32号から議案第38号まで、以上7件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第38号まで、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第2号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第3号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第4号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第5号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、認定第6号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 請願第4号 弥富市残土条例の制定を求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第17、請願第4号を議題といたします。

請願第4号に関する審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、請願に対する委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書です。

本委員会は、去る9月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、愛知県においても同様の条例等をつくり、同様の問題意識を持ち取り組んでいるが、この県の動向は御存じでしょうかとの質問に、紹

介議員より、私としては承知している。ただし、現状は今年度、条例制定の調査に踏み切るという段階で、まだ何も具体的には決まっていない。同様のものかも分かっていない。被害に遭われた方が市民にいる。未然に防ぐということで、弥富市として問題の解決に当たるといふ姿勢を見せたほうがよいと思っていると答弁があり、続けて委員より、県が細かく調査をして、県内というより、より大きな範囲で対応することができると思う。愛知県知事より愛知県環境審議会に対して、愛知県における土砂等の埋立て等に関する制限の在り方について意見を求めている。このような県の動向を見極める、また県に協力して県条例の後押しをするなどではいけないのですかとこの質問に、紹介議員より、県がどのタイミングで条例制定されるのか分からないが、歩幅を合わせて一緒に研究して、その解決に当たるとは請願者も望んでいると思うと答弁があり、続けて委員より、請願者が求めている条例の内容、あるいは参考にしてている市町村はありますかとの質問に、紹介議員より、みよし市の例がある。みよし市は、未然に防止するという対応を中心に行っている。特徴的なのは、事業者に関しての管理義務、報告義務等を設けている。罰則規定等も事業者に対して重きを置いたものとなっているので、参考にして進めてほしい。高さの制限等も条項に盛り込んでいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、今回の請願はいきなり条例を制定してくださいということであるが、請願者の方は、弥富市に対して残土条例に関する調査研究をしてくださいという要望の請願は考えられたかとの質問に、紹介議員より、この条例を制定してくださいということは、今すぐということではなく、今後、弥富市が調査研究をした上で、県条例の動向も見ながら不足した部分を補完してほしい。県任せではなく、弥富市独自で考えてほしいという願いであるとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て、討論に入り、条例の制定を急いでいないということ、議員提案での制定をしてほしいということ、未然に防ぐのを目的としていることが分かった。請願者の思いは理解できるが、この請願によっても、それだけで肝腎な未然に防ぐという目的を達することはできません。県の条例に足りないところがあれば、この弥富という地形の中でどうすれば未然に防ぐことができるのか、議員提案などをしてその内容について議論することが大切であるとの反対討論があり、愛知県の条例もようやく進み出したと思うが、まだ具体的には何も決まっていない状況である。残土の問題や悪質な業者を排除するという姿勢を弥富市独自で示して、再びこのようなことが起こらないように未然に防ぐ、抑止の観点からも条例を検討していくことが必要である。例えば、特別委員会等を設置して、今後、調査研究をして、再び起こさないという強い姿勢を見せ、条例を制定すべく進めるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報

告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑のないことを確認いたしましたので、これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書について、賛成の立場で討論させていただきます。

1990年頃から、国内の各地で残土の問題が度々問題になってきました。国レベルでは法的なレベルには至っておらず、幾つかの都道府県では残土条例をつくって残土処分を許可制にしています。愛知県では、県全体で統一的な規制がされていない状況で、条例制定には至っておりません。弥富市内でも、土地所有者の意向を無視して、高さ約10メートルの建設残土が投棄された問題が起きています。市に残土の規制をする条例がないままでは、今後も市内に残土の山ができてしまうことも考えられます。

今回、市民の方から許可制の残土条例を制定し、崩落による事故を防ぐこと、林地の保全や人命を守ることを願われ、そこに私は賛同し、請願書紹介議員とさせていただきました。

残土の無秩序な堆積は周辺住民に不安を与えますし、市民の生活に大きな影響を及ぼします。行政にとって、その防止は重要な課題であると考えます。

先日、愛知県でも条例を検討しているという報道がありましたが、愛知県環境審議会での意見招集があったという段階であり、まだ先が分かりません。愛知県では、今年7月末の時点で54ある市町村のうち、17の自治体が土砂埋立て等の規制に関する条例を制定しています。住民の生活環境を保全する、また生活の安全確保を目的とする条例、申請があった場合、十分審査し、土砂等の埋立て等を認めていく許可制にするという条例は、今弥富市に必要だと考えます。議員の皆さんには、残土の盛土、埋立てをする行為は許可制とする内容の条例制定を求めるこの請願を採択されますようお願いし、私の討論を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

請願第4号弥富市残土条例の制定を求める請願書について、賛成の立場で討論させていただきます。

この請願は、悪質業者によって弥富市内の土地が高い盛土、山にならないように、またその人工地盤によって、熱海市のような土砂災害にならないように規制をかけ、そのような被

害が起こらないように未然に防止する、牽制する条例をつくってほしいとの願いであります。

この請願は、悪質業者によって金魚池跡地にリニアの残土を無償で畑の高さまで入れさせてほしいという下で、地権者は、農地に使える土で、道路面以下30センチで田んぼの高さまでという約束をしたけれども、全然話の違う10メートルもの山となっているという、詐欺のような被害を受けた方から出ています。

そうした中で、熱海市の土石流が人工地盤の下で起こったニュースを受け、うちの山が迷惑をかけたらどうしよう、私のような被害者を出してはいけないと思い、勇気を持って請願を出されております。

全国的にも、悪徳業者によってそのような事例が後を絶ちません。具体的に取り締まる法整備がなされていない、建設残土の処理を規制する法律が存在しないという不備があり、現在どこでも起こり得る状況になっています。

国土交通省は、各自治体で条例をつくっている例を挙げ、牽制・抑止につながっていると報告しています。また、愛知県では、熱海の土石流の事件を受け、調査・研究に踏み切り、条例制定を目指して動き出しました。しかし、具体的にはまだ何も決まっています。

そのような時期にこの請願が出されているわけですが、私としてはこれを機に弥富市独自で条例制定に向けて調査・研究をし、条例を制定すべきだと考えます。県がどのような条例を考えているかも調査し、県ではカバーできない部分も含めて検討し、弥富市ならではの条例を考えていく必要があるのではないのでしょうか。特に、このような被害が市民にあった当該自治体として、市と行政がこの事件に真剣に向き合い、二度とこのような被害を弥富市内から出さないという強い姿勢が必要だと思います。

弥富市には、まだまだ金魚池、あるいは金魚池跡地がたくさん残っています。そういう中で、このような事例は他人事ではなく、再び弥富市で起こり得る可能性があります。それを未然に防ぐ、そのために早急に弥富市独自で条例を制定することを望みます。少なくとも、盛土、残土の特別委員会の設置を求めています。

各議員におきましても、市民の財産を守る観点から、良心に従って判断を行っていただきたいと思い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、これで討論を終結して、これより採決に入ります。

請願第4号の趣旨に賛成の方の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認めます。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

早川議員から発議第4号から発議第7号まで4件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号まで、以上4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第19 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第20 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第21 発議第7号 特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第18、発議第4号から日程第21、発議第7号まで、以上4件を一括議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二。

それでは、発議第4号から発議第7号までの4案の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源を求め、地方税制の充実確保をするため、令和4年度地方税制改正をされるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和4年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助金を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立学校振興助成法に

基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第7号特定外来生物の侵入防止のため輸入品に対する検疫強化の法律改正を求める意見書は、特定外来生物の中でも人的被害が懸念される種の侵入・定着を防ぎ国民の安心安全を確保するため、特段の措置を講じられるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書4件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号から発議第7号まで、以上4件は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号まで、以上4件は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回弥富市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 早 川 公 二